

平成27年12月22日

## 第82回 遠野市農業委員会総会議事録

遠 野 市 農 業 委 員 会

## 第82回遠野市農業委員会総会議事録

告示年月日 平成27年12月17日  
告示番号 遠野市農業委員会告示第11号  
会議年月日 平成27年12月22日  
会議の場所 遠野市役所とびあ庁舎大会議室  
出席委員 別紙のとおり  
欠席委員 別紙のとおり

### 会議に出席した職員

事務局長 河野 和 浩  
事務局次長兼  
農地係長 村 上 和 男  
  
農業振興係長 千 葉 芳 治

本日の案件 第82回遠野市農業委員会総会提出議案のとおり  
開会時刻 午後1時30分

議 長	<p><b>【開会】</b>  ただいまより総会を進めてまいります、会議に先立ち、遠野市農業委員会憲章の朗唱を行います。ご起立を願います。  先唱を4番、佐々木義弘委員にお願いします。  （「遠野市農業委員会憲章」朗唱により記載省略）  ありがとうございました。</p>
議 長	<p><b>【会議成立宣言】</b>  本日の出席委員は29名であります。定足数に達しておりますので直ちに第82回遠野市農業委員会総会を開会します。  19番小向幸子委員、21番佐藤芳夫委員からは欠席する旨の届出があり、会長としてこれを許可しましたのでご報告致します。</p>
議 長	<p><b>【会長報告】</b>  最初に、私会長が出席した会議研修等について、報告をいたします。12月2日から3日まで平成27年度農業者年金加入推進セミナー、終了後は岩手県選出国會議員との要請懇談会に出席をしましたので内容について、ご報告申し上げます。岩手県選出国會議員の皆様への要望は私として特に米の価格安定について要請をいたしました。平成7年に廃止された食糧管理法の影響が大きい。さらに昭和45年に導入された減反政策によって耕作放棄地が増加しているとともに農業の担い手が減少してきています。と、いうことを訴えました。とりもなおさず米を全量国で買い上げるという施策が必要ではないのか食糧法と同様の制度を国として考えるべきだということをお願いしたところでありま  す。さらに、中山間地域直接支払いが日本型があるわけがございますけれどもこの制度は間接補助でありますから、EUヨーロッパ連合体のような中山間の直接支払い、いわゆる標高差でもって農作物の単価を高いところは上げていくというような手法これらを導入はいかがかというようなこととお話ししましたし、鳥獣害対策については、これは前に元会長であります北湯口進元会長も国會議員をお願いしていたことではありますが、自衛隊の参加を是非お願いをしたいと、自衛隊は機関銃での腕前というのは猟銃を出してもうまくいかないということから問題だということでしたけれども、運用について再度お願いをしてきたところでもあります。これについては、早速、27年12月15日に小沢一郎事務所のほうから回答が来ております。農林水産省のほうに申入れを行ったという回答が来てるところであります。12月4日、5日、遠野市議会本会議がございまして、11日まででありましたけれども出席をしております。一般質問が菊池巳喜男議員からございました。4項目ほどありまして、市の農地中間管理事業による集積状況と耕作放棄地の固定資産税の増税等についての質問。二つ目として農地の利用状況調査と対策について。三つ目として農業委員会等に関する法律の改正の内容と今後の運営について。四つ目として農業委員会に関する法律が改正になって農業委員は公選は廃止されて推薦や公募となることによって地域との結びつきが弱まるのではないのかその対策について。と4項目の質問がございました。会長の見解ということでございましたので、それぞれご答弁をしておるところであります。答弁内容については、事務局で保管しておりますので、もしお読みになられたいという方は事務局のほうまでおいでいただければと思います。以上、会長として出席した内容についてご報告といたします。</p>
議 長 事務局 長	<p><b>【事務事業経過報告】</b>  次にこの他の事務事業経過の報告については、事務局長から説明いたさせます。</p> <p>はい。議長。それでは、事務事業経過報告について、ご説明いたします。お手元に遠野市農業委員会事務事業経過報告書の資料をお渡ししてございます。それをご覧いただきたいと思っております。まず、最初に11月26日第7回遠野市農林水産振興大会あわせて合同祝賀会が開催されております。続きまして、11月30日から12月1日の二日間でございますが、農業委員会会長職務代理者部会長等の研修が盛岡市のほうで農業会議主催で行われておりまして、会長職務代理者そして農政専門委員長がそれぞれ出席をございま</p>

す。12月15日でございますが第3回農地専門委員会につきまして、本日、専門委員長のご報告がありますが農地パトロールの結果、利用状況調査等について協議をいたしたところであります。続きまして12月16日第9回の運営委員会でございます。運営委員会では、これも同じく本日、協議議題としております遠野市農業委員会組織検討会の設置等につきまして協議をしたところでございます。12月17日は農地転用等の現地確認調査ということで本日議案として上程しております農地法等の案件につきまして現地確認を行ったところでございます。そして、本日第82回総会。総会終了後は第4回の研修会。そして研修会終了後は農業委員活動等の受賞祝賀会を開催する予定でございます。明日、12月23日以降の主な行事予定でございます。12月28日平成27年事務局で仕事納めの式を予定しておりますし、年が明けて1月4日でございますが、仕事始めの式を行う予定となっております。そして、1月5日につきましては遠野市民新年交賀会が、あえりあ遠野で開催される予定でございます。これには農業委員さんのほうにもご案内が行っていることと思っております。1月10日平成28年遠野市消防出初式でございます。これは会長が出席する予定でございます。農地法等の申請締切が1月12日になっております。1月15日岩手県農業会議定期総会臨時総会が盛岡市で開催される予定でございます。会長が出席予定でございます。1月18日は農地転用等の現地確認調査。そして同じく1月18日ポラーノの会の総会。あわせまして女性農業委員の研修会が1月18日から19日までの二日間開催される予定になっております。第83回の総会は1月26日に開催する予定でございます。あわせて総会終了後、研修会を開催する予定でございますが研修会の内容といたしましては農地中間管理事業についてを農業公社のほうから講師を招きまして研修会を行う予定としてございます。そして、裏面のほうをご覧いただきたいと思っております。裏面の方には農業委員と認定農業者の懇談会の開催状況を記載してございます。農業委員各位に置かれましては各地区の懇談会にご出席をいただきまして、たいへんありがとうございます。認定農業者の各地区は、なかなか思うように集まらなくて、それが今後の認定農業者の課題ということでございますが非常に様々な意見等が出されまして、12月4日から20日までかけて行われました、この懇談会の結果を農業委員会としても集約をいたしまして、それを農政専門委員会で協議しながら、その後懇談内容をどのように活かすかということも認定農業者とも再度意見交換をしていこうと考えております。いろいろありがとうございました。以上でございます。

**【報告事項】**

議長 次に、報告第1号農地法第3条の3第1項の規定に関わる届出案件を専決処分いたしましたので、事務局長から報告いたさせます。

事務局長 はい、議長。報告第1号についてご説明いたします。  
(以下「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」説明により記載省略)

議長 ただいま、ご報告されたことについて質疑ございませんか。  
(「なし」の声あり)

議長 質疑なしと認め質疑を終結いたします。次に報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知について事務局から報告いたさせます。

農地係長 はい、議長。報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知についてでございます。農地法第18条第6項及び同法施行規則第68条の規定により、農地又は採草放牧地の解約を合意で成立した旨、次の者より通知書が提出されたので報告するものでございます。1番から6番につきましては、借人は同一人物でございます。借人、●●町 ●●●●。以降につきましては6番までは貸人と用地を読み上げてまいります。  
1番、貸人、●●町 ●●●●。●●町2筆3,240平方メートル。  
2番、貸人、●●町 ●●●●。●●町田12筆14,190平方メートル。畑1筆2,224平方メートル。  
3番、貸人、●●町 ●●●●。●●町4筆8,492平方メートル。

	<p>4番、貸人、●●町 ●●●●。●●町7筆5,735平方メートル。</p> <p>5番、●●●●。委任者につきましては●●町 ●●●●。●●町9筆7,130平方メートル。5番につきましては、農地利用円滑化事業の白紙委任につきましても解約という手続きになっております。</p> <p>6番、貸人、●●町 ●●●●。●●町3筆1,672平方メートル。</p> <p>7番、借人、●●町 ●●●●。貸人、●●町 ●●●●。●●町4筆11,860平方メートルでございます。</p> <p>1番から6番につきましては、●●●●氏の離農ということでの調整で解約になったものでございます。次の耕作者については現在調整中ですが、貸付の見込みになっているところでございます。7番の●●さんの土地につきましては、現在、中間管理事業への貸出ということで調整中でございます。以上、7件でございます。</p>
議 長	<p>ただいまの報告に関して、質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結します。次に報告第3号農地専門委員会で協議した事項について、農地専門委員会委員長に報告を求めます。農地専門委員会委員長よろしくお願いたします。</p>
農地専門委員会委員長	<p>はい。議長。それでは、報告第3号農地専門委員会に付議した事項について、報告をいたします。平成27年12月15日に開催しました平成27年度第3回農地専門委員会で協議した内容につきまして、遠野市農業委員会会議規則第33条の2の規定に基づき本総会に報告するものです。協議内容は、9月1日から8日まで各地区で実施した農地利用状況調査・農地パトロールの調査結果と、今後における利用意向調査などの処理方法についてです。パトロールの調査結果はA分類B分類、合計180筆277,917平方メートルです。調査結果に基づき「利用意向調査書」、「遊休農地の非農地判断に係る事前通知書」を発送し、結果を集約した後、平成28年2月の総会において非農地判断の議案を上程することと協議しました。調査の結果の詳細と今後の利用意向調査などの方法については、事務局から報告いたさせます。以上、農地専門委員会の報告といたします。</p>
議 長	<p>はい。ありがとうございます。それでは、ただいまの報告に関しまして、事務局から事務手続きの報告を求めます。</p>
農業振興係長	<p>はい。議長。農地パトロール利用状況調査の実施について、ご報告いたします。農地法に基づきまして、9月に行いました、パトロールの実施結果は下記の調査結果表となっております。お配りしていた資料ですけれども平成27年度農地パトロール利用状況調査の実施についてという資料をご覧いただきたいと思っております。パトロールの調査結果ですけれども、荒廃農地A分類、手を加えればなんとか再生可能な農地ということで、合計77筆、面積の合計が96,772平方メートル。B分類、農地に戻るのが原野山林化して難しいものということで、こちらが103筆。面積が181,145平方メートル。合計180筆277,917平方メートルとなっております。調査方法につきましては、別紙フローをご覧いただきたいと思っております。4ページになります。こちらのほうでA分類B分類とありますけれどもA分類につきましては5ページの利用意向調査という様式のものをお送りいたします。お送りした結果6ページになりますけれども利用者からの利用意向についてということで、中間管理事業を利用、自ら借人を探して利用権設定を行う、その他ということで回答をしていただくこととなります。B分類についてですけれども、非農地判断に係る事前通知ということで、こちらのほうはページ7の様式になりますけれども、こちらを所有者の方にお送りいたします。所有者の方が非農地事前通知ということで承諾ということでございましたなら非農地証明願というものを今度は所有者から農業委員会の方に提出していただくこととなります。こちらも所有者から農業委員会のほうにいただく非農地証明願というものが今回の改正点で今回から新しくなった部分でございます。非農地証明願の提出がありましたら総会にかけて非農地判断して非農地通</p>

		<p>知という流れになってございます。次に、所有者が承諾しない場合、こちらは所有者の方に利用意向調査を行うこととなります。利用意向調査を行いまして、機構でも借受しなかった場合につきましては、また、総会にかけさせていただいて非農地判断、非農地通知という流れになっております。1ページに戻りますけれども今後のスケジュールでございますけれども12月22日本日の総会で報告させていただきます。12月24日荒廃農地A B分類の調査書作成、28日までに対象者に発送。28年の2月1日から意向集計作業、2月25日84回総会でA分類の利用意向取りまとめ報告、非農地証明願が提出された土地は議案として非農地判断。3月1日からA分類で中間管理事業を利用する土地は県農業公社へ通知。非農地判断を行った農地は対象者へ非農地通知の発出という予定になっております。参考といたしまして、2ページと3ページに日本農業新聞の記事を載せております。29年度に遊休地増税、農地課税強化軽減、農家の負担増回避といった見出しのものとございます。こちらにつきましては遊休農地への課税強化は29年度から所有者に利用する意思がない場合に限り固定資産税を1.8倍に引き上げる。農地中間管理機構に貸し出した農地は来年度から軽減するといった内容のものになっております。皆さんすでにご存知のことと思っておりますけれどもこの記事の部分で中山間地域に適用になるか懸念される部分はあるかと思っておりますけれども、農業委員会の方にも国から詳しい通達等は来ておりませんので、情報入り次第、皆様の方にお知らせさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上で報告を終わります。</p>
議	長	<p>暫時休憩いたします。</p> <p>(休憩)</p>
議	長	<p>会議を再開いたします。ただいまの報告に関し、質疑ございませんか。農地専門委員会委員長若しくは事務局からの説明についての質問等ございましたらお受けいたします。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議	長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。それでは、議案審議に先立ち議事参与の制限についての注意事項を申し上げます。自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については関係する委員はその議事に参与できませんので、退席をお願いすることになります。</p>
議	長	<p><b>【日程第1】</b></p> <p>日程第1について、お諮りいたします。議事録署名人並びに書記の指名について本職より指名することにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議	長	<p>ご異議なしと認め、遠野市農業委員会会議規則第13条の規定により、議事録署名人に5番奥寺晴夫委員、6番萩野一委員、会議書記に事務局村上和男君を指名いたします。次に、農地法等に関わる議案総括表の説明を事務局にいたさせます。</p>
農地係	長	<p>はい。議長。議案書5ページ6ページでございます。</p> <p>(以下「第82回遠野市農業委員会総会提出議案総括表」説明により記載省略)</p>
議	長	<p><b>【日程第2】</b></p> <p>日程第2、議案第54号農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてを上程いたします。事務局より説明いたさせます。</p>
農地係	長	<p>はい。議長。議案第54号農地法第3条第1項の規定による使用収益権設定許可申請に対する可否決定についてでございます。農地法施行令第3条第1項の規定により提出さ</p>









一トル。契約期間6年。  
 10番、●●●●●。●●●●●。●●町●●●●●地割●他2筆。合計面積3,182平方メートル。契約期間10年。  
 11番、●●●●●。●●●●●。●●町●●●●●地割●他2筆。合計面積5,264平方メートル。契約期間10年。  
 20番、●●●●●。●●●●●。●●町●地割●他8筆。合計面積14,488平方メートル。契約期間10年。  
 22番、●●●●●。●●●●●。●●町●地割●一●他4筆。合計面積6,914平方メートル。契約期間10年。  
 29番、●●●●●。●●●●●。●●町●●●●●地割●他1筆。合計面積5,554平方メートル。契約期間10年。  
 30番、●●●●●。●●●●●。●●町●●●●●地割●一●。1,656平方メートル。契約期間10年。  
 31番、●●●●●。●●●●●。●●町●●●●●地割●。2,226平方メートル。契約期間5年。  
 33番、●●●●●。●●●●●。●●町●●●●●地割●他2筆。合計面積6,171平方メートル。契約期間5年。  
 40番、●●●●●。●●●●●。●●町●●●●●地割●一●他3筆。合計面積2,814平方メートル。契約期間10年。  
 41番、●●●●●。●●●●●。●●町●●●●●地割●一●。1,305平方メートル。契約期間10年。  
 42番、●●●●●。●●●●●。●●町●●●●●地割●一●他1筆。4,812平方メートル。契約期間10年。  
 43番、●●●●●。●●●●●。●●町●●●●●地割●一●他3筆。合計面積8,764平方メートル。契約期間10年。  
 44番、●●●●●。●●●●●。●●町●●●●●地割●他1筆。合計面積3,987平方メートル。契約期間10年。  
 45番、●●●●●。●●●●●。●●町●●●●●地割●一●他1筆。合計面積3,291平方メートル。契約期間10年。  
 46番、●●●●●。●●●●●。●●町●●●●●地割●一●他14筆。合計面積16,636平方メートル。契約期間10年。  
 47番、●●●●●。●●●●●。●●町●●●●●地割●。3,662平方メートル。契約期間10年。  
 48番、●●●●●。●●●●●。●●町●●●●●地割●一●。4,614平方メートル。契約期間10年。  
 50番、●●●●●。●●●●●。●●町●●●●●地割●他3筆。合計面積11,491平方メートル。契約期間10年。  
 51番、●●●●●。●●●●●。●●町●●●●●地割●。1,045平方メートル。契約期間10年。  
 52番、●●●●●。●●●●●。●●町●●●●●地割●一●他1筆。4,902平方メートル。契約期間10年。  
 55番、●●●●●。●●●●●。●●町●●●●●地割●他3筆。11,860平方メートル。契約期間10年。  
 62番、●●●●●。●●●●●。●●町●●●●●地割●一●。2,753平方メートル。契約期間5年。  
 以上よろしくご審議をお願いいたします。

議

長

暫時休憩いたします。

(休憩)

議

長

会議を再開いたします。これより質疑に入ります。24番について質疑ございませんか。

議	長	(「なし」の声あり) 暫時休憩いたします。
		(休憩)
議	長	会議を再開いたします。44番45番46番について、質疑ございませんか。
		(「なし」の声あり)
議	長	暫時休憩いたします。
		(休憩)
議	長	会議を再開いたします。24番44番45番46番を除く60件について、質疑ございませんか。
		(「なし」の声あり)
議	長	質疑なしと認め質疑を終結いたします。暫時休憩いたします。
		(休憩)
議	長	会議を再開いたします。お諮りいたします。議案第56号は、原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。
		(「異議なし」の声あり)
議	長	ご異議なしと認めます。よって議案第56号は原案のとおり可と決しました。暫時休憩いたします。
		(休憩)
議	長	<b>【日程第5】</b> 会議を再開いたします。日程第5議案第57号農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定についてを上程いたします。事務局に説明いたさせます。
農業振興係長		はい。議長。議案第57号農用地利用配分計画の案の作成に対する意見決定について、ご説明いたします。遠野市長より農用地利用配分計画が下記のとおり提出されましたので、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づいて、意見の決定について求めるものでございます。整理番号、利用権の設定を受ける者、権利を設定する農用地、権利の種類、設定をする権利、備考認定面積の計の順に読み上げて説明させていただきます。 1番、●●●●。遠野市●●町●●●●地割●。田3,027平方メートル他6筆。賃借権の設定。10年間。10アールあたり9,650円。水稻。認定面積の計20,727平方メートル。 2番、●●●●。遠野市●●町●●●●地割●ー●。田1,153平方メートル他515筆。賃借権の設定。10年間。10アールあたり7,010円。田は水稻、畑は大豆。認定面積の計は997,872.27平方メートルです。 なお、今回は議案第56号でご説明いたしました番号47、48、50、51、52は、●●●●に農地中間管理機構から配分されることが決定しており、本議案の面積に含まれております。配分計画に対する意見決定を農用地利用集積計画の決定と同日に行うことについては、手続き期間の短縮化を図るよう文書で農業委員会に対し協力依頼が来ておりま

		す。手続き上の問題はありません。計画策定については、問題がないと事務局では考えてございます。よろしくご審議をお願いいたします。
議	長	説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。  (「なし」の声あり)
議	長	質疑なしと認め、質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第57号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。  (「異議なし」の声あり)
議	長	ご異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり可と決しました。ここで10分間休憩いたします。  (休憩)
議	長	【日程第6】 会議を再開いたします。日程第6議案第58号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてを上程いたします。事務局に説明いたさせます。
農地係	長	はい。議長。議案第58号農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見決定についてでございます。農地法施行令第15条第1項の規定により提出された下記の許可申請について意見の決定を求めるものでございます。 1番、●●町1筆487平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●外1名。譲渡人、●●町 ●●●●。一般住宅の売買でございます。譲受人は子の成長に合わせ独立した生活を送るため一般住宅1棟を建築しようとするものです。総2階の住宅1棟●平方メートル。その他、駐車場4台分、植栽、通路、回転場としての利用でございます。用水につきましては上水道、雑排水は便槽を設置し汲み取り処理、雨水は浸透枡による処理をし放流する計画です。申請地は特定土地改良事業を実施していない道路と水路に囲まれた小集団の農地であるため第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は原則不許可ですが、住宅等で集落に接続して設置されるものですので転用に問題はないものと考えております。 2番、●●町2筆841平方メートル。譲受人、●●町 ●●●●。譲渡人、●●町 ●●●●。資材置き場としての売買でございます。譲受人は家業の●●●●事業の業務拡大に伴い、資材置き場が不足したため、会社に隣接する用地を取得し重機資材置き場を整備しようとするものでございます。資材置き場150平方メートル。重機駐車場97平方メートル。通路、回転場、法面というような利用計画でございます。申請地は特定土地改良事業を実施していない農地であり■■■■■から約●メートルに位置しております。事務局では300メートル以内に駅、役場等の公益的施設がある農地として第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は許可し得るため転用に問題はないものと考えております。 3番、●●町2筆3,458平方メートル。借受人、●●町 ●●●●。貸出人、●●町 ●●●●。砂利採取の2年間の一時転用でございます。借受人は砂利採取のため一時転用しようとするものです。雨水と排水に伴う湧水の処理は自然浸透です。保安距離の確保、粉じん、騒音防止等についても保安距離2メートル以上を確保し安全勾配を遵守して掘削する計画であり、粉じんは散水で防止、騒音は作業時間を厳守し付近には迷惑をかけないよう配慮する計画など、砂利採取法による保健所採種認可申請を行っております。申請地は、農振農用区域内の農地で原則不許可ですが、一時的な転用であり事業終了後、速やかに原状回復が見込まれることから、転用に問題はないものと考えております。以上よろしくご審議をお願いいたします。
議	長	説明が終わりました。ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認結果及び補



	<p>ございます。申請人は相続で取得したのですが、亡き父が昭和●年に杉を植林し現在に至っております。以上2件につきましては、山林として利用していることを確認して参りました。よろしくご審議をお願いいたします。</p>
議 長	<p>ただいまの説明に関連して、担当委員から現地確認調査の結果及び補足の説明を求めます。●●町担当委員お願いします。</p>
30番委員	<p>はい。30番佐々木と申します。12月17日事務局2名と現地農業委員3名で現地確認をいたしました。番号1については既に杉が●年くらい生育してしまして正に山というようなかたちでございました。特にまわりはすべて山林でございますから問題等はございませんでした。2番の●●さんのところもエンジュという木がある程度太くなっておりまして●年くらい。その中に杉も植えておりました。これも山の根でありまして正に山林であるという内容で現地を確認して参りました。以上です。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。以上で現地確認結果の報告及び補足の説明を終了し質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第59号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。よって議案第59号は原案のとおり可と決しました。</p>
議 長	<p><b>【日程第8】</b>  日程第8議案第60号遠野市農業委員会組織検討委員会設置要綱の廃止についてを上程いたします。事務局に説明いたさせます。</p>
事務局 長	<p>はい。議長。それでは議案第60号遠野市農業委員会組織検討委員会設置要綱の廃止についてご説明いたします。議案書の56ページでございます。遠野市農業委員会組織検討委員会設置要綱カッコ第28回遠野市農業委員会総会議案第9号平成23年1月25日可決は廃止をすることといたします。この設置要綱の内容でございます。別紙で資料をお出ししております。この設置要綱の内容でございます。この設置要綱につきましては平成23年1月25日第28回の総会の場に置きまして、組織を検討する委員会、このときは部会制から総会制への移行、選挙が近かったため定数をどのようにするかというようなことを議論するために設置した委員会でございます。昨年も定数の検討をした訳でございますけれども、この設置要綱を活用して、委員会に検討委員を置いて検討してきた訳でありますけれども、今回は次の協議事項の協議第1号で協議をお願いすることでございますが、遠野市農業委員会組織検討会。先般の第81回総会のその他で若干のご説明をしておりましたが、今回の農業委員会法が改正になりまして、それに基づく農業委員の定数、そして新設される農用地利用最適化推進委員の定数等を審議していただく検討会を協議事項で議論いただくこととでございます。検討委員会と検討会の混同を避けるためにも既存の検討委員会の設置要綱を廃止して、次からは検討会を設置する場合は総会で協議をいただきながら協議事項として検討会の設置を議論いただくというようなことで進めて参りたいということとございますので、今回、要綱廃止について、ご提案上程をするところでございます。よろしくをお願いいたします。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>

議	長	<p>質疑なしと認め質疑を終結いたします。お諮りいたします。議案第60号は原案のとおり可とすることにご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声あり)</p>
議	長	<p>ご異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり可と決しました。次に移ります。</p>
議	長	<p><b>【協議】</b> 協議第1号遠野市農業委員会組織検討会の設置についてを協議いたします。事務局長から説明いたさせます。</p>
事務局長		<p>はい。議長。お手元に遠野市農業委員会組織検討会の設置の資料を配布しております。これに基づいてご説明をいたしたいと思っております。改正農業委員会法の施行によりまして当市において任期平成30年3月1日以降につきましては新法が適用になります。このために農業委員の定数、新設される農地利用最適化推進委員の任期及び定数を遠野市農業委員会に関する条例、以降は条例と呼ばさせていただきます。この条例を改正の上、定めることが必要となります。定数等について遠野市農業委員会組織検討会、以下検討会と呼ばせてもらいますが、この検討会を設置し検討していくことということで協議をお願いするところでございます。まず、一つめとしまして検討会の位置づけについてでございます。先ほど検討委員会の設置要綱の廃止について可決いただいた訳でございますけれども、今回の検討会は要綱設置によらない任意の組織とさせていただきます。そして、検討会の委員でございます。検討会の委員につきましては、各選挙区1名合計8名となります。団体推薦1名、議会推薦1名合計10名といたしたいというところがございます。なお、委員長1名及び副委員長1名を置き、この委員長、副委員長につきましては第1回検討会で互選することといたしたいと思っております。続きまして検討会の日程でございます。毎月開催の6回の検討会の予定とさせていただきます。なお検討の進捗状況等によっては開催時期、回数の変更があり得ることは申し添えておきたいと思っております。続いて裏面に参ります。なお、検討の報告でございます。検討会で検討した結果につきましては報告書といたしまして委員長から遠野市農業委員会会長に提出することといたしたいと思っております。続きまして、改正農業委員会法等にかかる懇談会。これは仮称ということで、以降は懇談会と呼ばさせていただきます。この懇談会を設置いたしまして外部の方々の意見を聞いていきたいと思っております。ご協議するところでございます。なお、4番でご説明しました委員長から会長に提出した報告書につきましては懇談会を設置いたしまして、検討会の報告書の内容についてを外部の関係機関団体の意見をすることといたしたいというところでございます。なお、懇談会の開催時期につきましては8月上旬そして9月下旬の2回といたしまして構成団体、機関等詳細については新年度の早い時期の協議をお願いしたいというところでございます。今のところ考えておるのは委員の半数以上が認定農業者となることまたは女性農業委員推進の観点から認定農業者協議会そして遠野地方Y・Y・Y推進女性の会というようところで考えておりますが、詳細については後日の総会で協議をお願いしたいとするところでございます。そして、条例改正が伴うために市長部局との協議も必要となります。条例の検討会及び懇談会の同時並行で市長との協議を行っていきたくと思っております。なお、市長部局との協議は随時行いますが、その都度、検討会及び懇談会に報告の上、市長部局との協議の内容についても検討を行っていくというところでございます。条例改正案でございますが改正案につきましては平成28年来年の12月定例市議会に提案を目標といたしまして懇談会での意見を踏まえ調整の上、最終案を平成28年9月の総会で協議をいただきましてそして平成28年10月中旬には条例改正案を策定の上、市のほうに送付することといたしたいというところでご協議をお願いしたいと思っております。よろしくお願いたします。</p>
議	長	<p>はい。説明が終わりました。質疑に入ります。質疑ございませんか。</p>

29番委員	はい。
議長	29番委員。
29番委員	29番菊池です。検討会と検討委員会は別なものですか。
事務局長	はい。別なものです。
29番委員	委員会の要綱を見ると各町から1名、●●から2名ということは、●●と●●は分かれるものですか。
事務局長	はい。議長。
議長	はい。事務局長。
事務局長	今、康祝委員さんをご覧になっている要綱は先ほど議案第60号で廃止された要綱でございます。それを廃止して、先ほど読み上げた検討会に変えるということでご理解をいただきたいと思います。
議長	29番よろしいでしょうか。
29番委員	確認しますが、各町1名と団体推薦と議会推薦があるということでよろしいですか。
議長	はい。事務局長。
事務局長	そのとおりでございます。選挙区から各1名、団体推薦と議会推薦から各1名でございます。
29番委員	わかりました。
議長	そのほかございませんか。
28番委員	はい。
議長	はい。28番委員。
28番委員	28番白岩です。この委員会法は法律で決められてくるわけですが、それを農業委員会で検討会をして組織として検討して、それが法律と合うということにならないかと思いますが、何を検討するのか、法律を検討するのか、人数は決められてくるのですから10人と決められたものを15人にはできないかと思いますが、何を検討するのかをお聞きしたい。
会長	28番委員から質問がございましたが、農業委員会法は既に改正になってございます。遠野市農業委員会の農業委員の数は最高で19名になります。19名になるのですが今30名の上限が、19名が上限の数になるものです。この19名で良いものか仮に15名にしたほうが良いのではないかなど、いろいろなご意見をいただいて最終的に市長部局に条例改正をお願いする訳であります。そのほかに農地利用最適化推進委員という委員が新設になります。農業委員と最適化推進委員が一体となっていくこととなることですから、今の段階でいわれているのが最適化推進委員にも報酬が支払うということで予算化をしていると国のほうで言うておりますので、業務は農業委員と何ら変わらないというように思いますが、農業委員はこのような会議の場所で審議をする役割が主流になりますし、最適化推進委員は地元において地域密着型で農業委員と連携しながら農地中間管理機構等へ農地を貸し出すというような業務を主体として、もちろん耕作放棄地も出さないように



	<p>ということもありますけれども、そういうことを行う委員等の数、国では農地利用最適化推進委員は面積は100ヘクタールとか言うておりますが、遠野市としては、どのような人数にしたら良いのか、この最適化推進委員の限度は示されてはおりませんので、このようなことを議論をして決めていただきたい会でございます。</p>
28番委員	<p>はい。内容等はわかる訳ですが、これは、改正になって市長が任命をする。農業委員会会長ではなくて市長がトップにくる訳ですが、それを我々が協議をする。市長なり市長部局で決める内容ではないかと思う訳ですが、農業委員がいったん2年後解散になる訳ですが、そのようなものを我々が議論していいのか。そして、協議結果を市長に提出するのはどうなのか。市長からこのようなことを考えたかどうかというような内容を示されれば検討も良いのだろうというように思いますが、私どもから検討したからこのようにということはできるものではないかと考えております。</p>
会長	<p>私のほうから説明させていただきます。農業委員会等に関する法律はそのまま残ります。従って農業委員の数は減りますけれども、会長、職務代理者等々は設置になるというように考えております。条例が農業委員会に関する条例ですから、農業委員会のほうで検討して市長は農業委員を公募、地域からの推薦ということで選んできますが、農業委員会は独立したものととの考えにたっておりますので、私ども農業委員会で議論したものを案として市長部局と協議しながら改正に向けるということです。今までと変わらないというように考えていただいて結構だと思っております。</p>
28番委員	<p>はい。わかりました。</p>
議長	<p>そのほかございませんか。深めて参りたいと思っておりますが、よろしいですか。</p>
	<p>(「なし」の声あり)</p>
議長	<p>質疑なしと認め、質疑を終結いたします。協議第1号遠野市農業委員会組織検討会の設置については、提案のとおりとすることといたします。ただ今、協議で決定いたしました遠野市農業委員会組織検討会の委員について、地域ごと、選挙区ごとなど区分ごとに委員の選出をお願いいたします。暫時休憩いたします。</p>
	<p>(休憩)</p>
議長	<p>会議を再開いたします。区分ごとに選出された委員について事務局から報告してください。</p>
事務局長	<p>はい。議長。それでは区分ごとに選出していただきました検討会の委員を報告いたします。</p>
	<p>第1選挙区 白岩 正義 委員  第2選挙区 綱木 秀治 委員  第3選挙区 佐々木 義弘 委員  第4選挙区 北湯口 進 委員  第5選挙区 阿部 儀信 委員  第6選挙区 奥寺 晴夫 委員  第7選挙区 佐々木 誠一 委員  第8選挙区 多田 和敏 委員  団体推薦 菅原 一雄 委員  議会推薦 菊池 由雄 委員</p>
	<p>以上でございます。なお第1回目の検討会でございますが、検討委員長、副委員長が決定しておりませんので、会長名で第1回の検討会のご案内をいたします。そして第1回の検討会で委員長と副委員長を1名ずつ互選をしていただきます。以下、2回目以降からは検討委員長名の通知となります。第1回目は1月中旬でございますが日程は調整の</p>

	<p>上、事務局から通知を発送させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いしたいと思います。以上でございます。</p>
議 長	<p>ただいま説明がありましたとおり、選出された委員は事務局長から報告されたとおりであります。第1回目の検討会で、委員長、副委員長を互選するということですのでよろしくお願いいたします。検討委員の皆さんには今後よろしく活動をお願いいたします。</p>
議 長	<p>【その他】 その他に入りますが、委員の皆様から、ご意見、ご提案等ございませんか。</p> <p>(「なし」の声あり)</p>
議 長	<p>事務局からありますか。</p>
農業振興係長	<p>はい。議長。本日お配りさせていただいております資料についてです。平成27年度全国農業新聞、農業者年金、家族経営協定推進状況という資料をお配りしております。こちらのほうは前にお配りさせていただいたときには年度で集計をしておりましてけれども今回お配りした資料につきましては、年次で集計となっておりますので、ご参考にお配りしております。もうひとつですが、農業委員会活動記録カード提出実績ですけれどもこちらのほうは未提出の部分がございましたら提出につきまして、よろしくお願いいたします。前回の総会でお話のありました全国農業新聞の購読申し込みを口座引き落としで申し込みをしたのに納付書が送られてきたという件についてでございますけれども調査させていただきまして3月頃に申し込みをしていただいた方につきましては本来であれば、4枚複写の金融機関控え、県の控え、農業委員会控え、購読者控えの4枚複写が本来の申込用紙でしたけれども、3月頃に申し込みをお受けした方につきましては、コピーした1枚もので申し込みを受付けてしまったようで、たいへんご迷惑をおかけいたしまして申し訳ありませんでした。つきましては、本日4枚複写の申込用紙をお持ちしておりますので、口座引き落としの部分でお配りしたいと思いますので、すみませんが再度ご記入いただきまして農業委員会のほうに提出をお願いしたいと思います。</p>
事務局 長	<p>はい。議長。補足でございます。全国農業新聞の申し込みにつきましては、ただいま千葉係長がご説明したとおりでございます。本来でありますと4枚複写のものを使うべきでございましたが、3月、新しい農業委員さんが決まった際にお渡しした書類がコピーであったということで、本来は4枚複写で、3月は2枚複写で市の農業員会の控え、そして県のほうには送付しておりましたが、金融機関のほうに行っていないというようなことございまして本来のお申し込みをということで、県、金融機関のほうと打合せいたしましたので、本日4枚複写のものをお持ちしております。後日でもよろしいですので、たいへんご迷惑をおかけしたことについて、改めて、お詫びを申し上げたいと思います。たいへんすみませんでした。</p>
議 長	<p>この件につきましては、委員の皆様からのご指摘でわかった訳でありますけれども調査の結果、今、担当者そして事務局長から説明のあったとおりでございます。たいへんご迷惑をおかけしたことを私からもお詫びを申し上げます。以後、気をつけてこのようなことのないように取り計らっていきたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。</p> <p>それでは、私のほうから、その他で2点ほど申し上げさせていただきます。市長のほうから年末年始における綱紀の保持及び道路走行の遵守についてということの通知が来てございます。職員のことをいっているようですが、交通事故とか速度超過など違反が絶えない状況にあるということでありましたので、特にも道路交通法を遵守して違反の防止に努めるようにということの市長からの通達であります。なお、年末年始の休暇中であっても私は非常勤であります。全体の奉仕者であることを改めて自覚した上で不名誉になるようなことをしないようにご注意願いたいとの要請があったところであ</p>

ります。よろしく願いをいたします。それから、たいへん遅れてしまいましたけれども、農業委員会の総会等における議事録のアップといいますか公表について、遅れていると委員の皆様からご指摘がございました。個人情報満載でありまして、十分精査した結果、これでよしということで、今、ホームページのほうへ載ってございますので、24年度分から順次あげていきます。24年度分については載ってございますので、どうぞ遠野市のホームページのほうをご覧いただければ議事の内容が読み取れるということになっておりますので、よろしく願いをいたします。

議

長

それでは、以上を持ちまして、第82回遠野市農業委員会総会を閉会いたします。たいへん、ご苦労様でございました。

午後 3 時40分閉会

署 名

遠野市農業委員会会議規則第32条第2項の規定により、ここに署名する。

平成27年 月 日

遠 野 市 農 業 委 員 5 番 \_\_\_\_\_

同 6 番 \_\_\_\_\_

遠 野 市 農 業 委 員 会 会 長 \_\_\_\_\_